

奈良県告示第四百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域として平成二十一年十一月奈良県告示第二百十二号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和二年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項	縦覧場所
十津川村谷垣内（〇〇九）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。